

滝 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年10月27日(水) 13時55分から15時40分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)

会長 木 幡 孝 雄

会長職務代理者 内 野 淳 志

委員 14人

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
- 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 8 議案4 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 9 議案5 現況証明願について
- 10 協議1 滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 1 6 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 1 6 番、平沢委員、1 番、菊池委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
説 明 員	(農地特別委員会委員長より第 3 回農地特別委員会の報告) 本年の遊休農地利用状況調査は、7 月 2 0 日から 2 1 日の 2 日間、農地特別委員と事務局職員で実施し、その後、8 月 2 7 日に農業委員全員で農地パトロールを行いました。 平成 2 8 年度より農地法の改正により、利用意向調査の実施に伴う農地中間管理機構へ情報提供を行うこと、利用意向調査後の勧告と農地課税の強化など遊休農地に対する対応が強化されたことにより今回からこの調査を踏まえて、1 0 月 1 8 日に第 3 回農地特別委員会を開催し、調査した農地について、今後の対応や方向性について検討しました。その調査結果が別紙 1 でございます。 資料 1 ～特定農地現地調査結果です。農地調査はすべての農地を行いますので、全部調査した中で農業委員会の農地パトロールにかけるため

		解約です。道営農地整備事業に伴う旧地積の貸借の解約です。解約後は新しい地積で引き続き貸借します。 3 番、江部乙町 番、地目「田」面積 8,394 m²、さんとさんと JA たきかわ転貸の解約です。借主より農地集約のため遠隔地の農地の耕作を引き上げるものです。 4 番、西滝川 番、地目「畑」面積 11,633 m²、さんとさんの解約です。国の河川工事に伴う旧地積の貸借の解約です。解約後は新しい地積で引き続き貸借します。 本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。議案第 1 号申請番号 2 番と 3 番を除く 2 件について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号申請番号 2 番と 3 番を除く 2 件について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 号申請番号 2 番と 3 番を除く 2 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 1 号申請番号 2 番については、農業委員会法第 31 条に基づき 委員の退室をお願いします。
		(委員 14 : 12 退室)
議	長	議案第 1 号申請番号 2 番について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。議案第 1 号申請番号 2 番については、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 号申請番号 2 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
		(委員 14 : 13 入室)
議	長	次に議案第 1 号申請番号 3 番については、農業委員会法第 31 条に基

議 長	づき 委員の退室をお願いします。 (委員 1 4 : 1 3 退室)
各 委 員	議案第 1 号申請番号 3 番について、質疑意見を求めます。 (なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第 1 号申請番号 3 番については、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号申請番号 3 番については、原案のとおり決定いたします。 委員の入室をお願いします。 (委員 1 4 : 1 3 入室)
議 長	議事日程 6 番、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転 3 件、貸借権 1 件です。
	1 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 2,494 m²、 さんから さんへの売買です。道営農地整備事業に伴い居宅を処分し、残っていた畑を近隣耕作者の さんに譲るものです。宅地等含めて 10a 当たり 50,000 円、214,000 円で売買します。
	2 番、東滝川 番、地目「田」、面積 8,032 m²、 さんから さんへの売買です。 さんは赤平市の農業者で今回赤平市内にある の農地を売買し併せて境界線沿いにある農地、原野等も売買するもので 10a 当たり 24,104 円、193,600 円で売買します。
	3 番、江部乙町 番、地目「畑」、36,571 m²、 さんから さんへの売買です。昨年まで さんが貸借していましたが、規模縮小により返還した農地を さんが売りに出したところ、 さんから申し出があり購入するものです。10a 当たり 13,536 円、520,000 円で売買します。
	4 番、東滝川 番、地目「田」、面積 754.54 m²、 さんから さんへの賃貸借です。所有地を農地として占用していた さんに 10a 当たり 11,000 円、8,299 円で貸借するものです。以上で説明を終わります。

議 長	説明が終わりました。議案第 2 号、申請番号 1 番を除く 3 件について、質疑意見を求めます。
委 員	3 番の農地は、さんのところから北に入った農地のことか。
説 明 員	はい、元の園芸センター跡です。リンゴ園だったところです。
委 員	リンゴの木はまだ残っているのか。
説 明 員	一部、残っています。地番の半分くらいは林です。豆を植えると伺っています。農地を保有することはできないので今回売却したものです。
議 長	他にございますか。
委 員	2 番のさんの経営面積が入ってないのは市外の農業者だからですか。
説 明 員	そうです。入力時詳細な資料がなかったので、次回総会時に報告したいと思います。
説 明 員	赤平市の農業委員を務めている方で 地区の代表です。40 代の若い農業者です。赤平市内にあるの農地を全部購入した際に滝川も併せて購入したものです。赤平市も 3 条で購入したので連絡をいただき合わせて手続しました。面積は入っていませんが面積要件等は問題ないことを赤平市に確認済です。
委 員	4 番はさんが今まで気づかず耕作していたのですか。
説 明 員	そうです。何らかの調査等で発見され、今回地先番地となっておりますが登記されるまで国の基準で貸借し、登記され地番が確定したら売却するという流れだと思います。
委 員	何の調査で分かったのですか。
説 明 員	今回は基盤整備だと思います。
委 員	道路だったのか。
説 明 員	道路ではなく、田の真ん中を横切っていることから、昔の水路跡ではないかと思われます。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号、申請番号 1 番を除く 3 件

各 委 員 議 長	について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。 (異議なしの声あり)
	議案第 2 号、申請番号 1 番を除く 3 件については原案のとおり決定 といたします。次に申請番号 1 番については、農業委員会法第 3 1 条に 基づき 委員の退室をお願いします。
	(委員 1 4 : 2 4 退室)
議 長	申請番号 1 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 1 番について、許可申請は許可 相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号、申請番号 1 番については、原案のとおり決定といたしま す。 委員の入室をお願いします。 (委員 1 4 : 2 5 入室)
議 長	議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申 請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明 いたします。今月は所有権移転 6 件です。 1 番、扇町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転 用面積 330 m²、転用目的は、駐車場、資材置場及び雪堆積場の整備で す。 2 番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 330 m²、転用目的は一般個人住宅の建築です。 3 番、西町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転 用面積 515 m²、転用目的は一般個人住宅の建築です。 4 番、北滝の川 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 991 m²、転用目的は資材置場及び雪堆積場の設置です。 5 番、西町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、転 用面積 309 m²、転用目的は駐車場及び雪堆積場の設置です。

		6 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 314 m²、転用目的は駐車場及び雪堆積場の設置です。 工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。なお、4 番については、3,000 m²以下ですが、2 種農地であることから北海道農業会議の審議案件となります。他 1 番から 6 番までの 5 件は用途地域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。
議 長	説 明 員	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 5 番、受人は事務所の駐車場等で使用するのですか。 譲受人の さん所有の借家が申請地の隣にあり、借家に居住の方が手狭になってきたということで隣地を駐車場、雪堆積場として使用したいということで今回申請となったものです。
各 委 員	議 長	他にございますか。 (なしの声あり)
各 委 員	議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。 (異議なしの声あり)
説 明 員	議 長	議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。併せて 4 番については北海道農業会議の常設審議委員会へ提出いたします。 議事日程 8 番、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は貸借権の設定が 1 2 件、使用貸借が 1 件です。1 番、2 番は更新の案件です。 1 番、2 番、 さんから さん、南滝の川 番、「田」7,911 m²、南滝の川 番、「田」9,553 m²、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円、11,000 円です。

	3 番から新規の申請です。 3 番、西滝川 番、地目「畑」面積 10,009 m²、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。国の河川工事に伴う新しい地積で引き続き貸借します。 4 番、江部乙町 番、地目「田」面積 25,196.9 m²、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。道営農地整備事業に伴う新しい地積で引き続き貸借します。 5 番、江部乙町 番、地目「田」面積 5,258 m²、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。 さんの解約後、近所の方から さんを紹介され、相対で貸借することになったものです。現況「畑」として耕作します。 6 番から 12 番まで、耕作者は さんです。 6 番、江部乙町 番、地目「田」面積 1,500 m²、 さんからの賃貸で期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。道営農地整備事業に伴う新しい地積で引き続き貸借するものです。 7 番、江部乙町 番、地目「田」面積 9,687 m²、 さんからの賃貸で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 さんの農地集約のため遠隔地の農地の耕作を引き上げるものを新たに借り受けるものです。 8 番、江部乙町 番、地目「田」面積 8,393 m²、 さんからの賃貸で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 さんの農地集約のため遠隔地の農地の耕作を引き上げるものを新たに借り受けるものです。 9 番、江部乙町 番、地目「田」面積 8,394 m²、 さんからの賃貸で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 さんの農地集約のため遠隔地の農地の耕作を引き上げるものを新たに借り受けるものです。 10 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 11,009 m²、 さんからの賃貸で期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。 さんが住宅地
--	--

	近郊の農地の耕作を引き上げるものを新たに借り受けるものです。 1 1 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 15,566 m²、 さんからの賃貸で期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。 さんが住宅地近郊の農地の耕作を引き上げるものを新たに借り受けるものです。 1 2 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 9,254 m²、 さんからの賃貸で期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。 さんが住宅地近郊の農地の耕作を引き上げるものを新たに借り受けるものです。 1 3 番、江部乙町 番、地目「田」面積 791 m²、 さんから さん。期間は 18 年間、使用貸借です。隣接の さんの弟さんの土地で相続されないままになっており道営農地整備事業に支障をきたしていることから 県 市在住の長男に連絡を取り さんとの貸借としたものです。北海道に来ることもなく管理もできないことから管理を兼ねて使ってほしいとのことで使用貸借となりました。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。議案第 4 号、申請番号 6 番から 1 2 番を除く 6 件について、質疑意見を求めます。
委 員	1 3 番の相続人の住所や戸籍はわかっていたのか。
説 明 員	税務課の資産税係でも行方を探していて、情報共有で分かっていたが、今回の要望を受け、戸籍を取り寄せ再確認しました。
説 明 員	戸籍の履歴を見る限りでは不審なものが見受けられ、税務課で連絡を取るのを控えていたことからこちら連絡を取ることを控えていたが基盤整備に支障があったことから今回連絡を取ってみて承諾を得られた次第です。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第 4 号、申請番号 6 番から 1 2 番を除く 6 件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号、申請番号 6 番から 1 2 番を除く 6 件について、原案のとおり決定いたします。

		次に申請番号 6 番及び 9 番から 1 2 番までの 5 件については、農業委員会法第 3 1 条に基づき 委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 4 7 退室)
議 長		申請番号 6 番及び 9 番から 1 2 番までの 5 件について、質疑意見を求めます。
委 員		1 0 番から 1 2 番までの畑の金額が反当たり 1,000 円というのはいかなものか。
説 明 員		今まで使用貸借で借りていた農地で、 さんのところはいわくつき、 さんのところは 1 年間未耕作で雑草が生えており、 さんのところは傾斜地で畑の面積が通路等で遮断され小さくて使いづらい農地なのでこの金額でもやむを得ないかと思われます。
委 員		1 2 番の旭沢の農地はどうなったのか。
説 明 員		まだ未定です。隣地耕作者の さんに連絡を取りましたが、 さんのお父さんが昔、賃貸借をしていて返還し、 さんが借りて、次に さんにたどり着いた次第で、そこを再び借りる予定はないとのことでした。
議 長		他にございませんか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。議案第 4 号、申請番号 6 番及び 9 番から 1 2 番の 5 件については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 4 号、申請番号 6 番及び 9 番から 1 2 番の 5 件については、原案のとおり決定といたします。次に議案第 4 号、申請番号 7 番、8 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき退席中の 委員と 委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 5 2 退室)
議 長		議案第 4 号、申請番号 7 番、8 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。議案第 4 号、申請番号 7 番、8 番につい

各 委 員 議 長	て、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。 (異議なしの声あり)
議 長	議案第4号、申請番号7番、8番については、原案のとおり決定いたします。 委員、 委員の入室をお願いします。 (委員・ 委員14：53入室)
議 長	議事日程9番、議案第5号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第5号、現況証明願について説明いたします。今月は2件です。 1番、東町 番、登記簿地目「田」、面積958㎡。所有者、 さん、現況「宅地」、現在車庫8棟設置済、「農地以外」として利用されています。 2番、西町 番、登記簿地目「田」、面積198㎡。所有者、 さん、現況「宅地」、過去に車庫1棟設置済、「農地以外」として利用されています。備考欄にそれぞれ現地確認者を記載しています。以上、審議をよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第5号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第5号については、原案のとおり決定いたします。 事日程10番、協議第1号、滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について意見を求めます。農政特別委員会委員長に説明を求めます。
説 明 員	令和4年度、滝川市農業等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について、経過報告いたします。 昨年度に引き続き滝川市長に提出するため特別委員会を開催し、審議を行って参りました。 10月18日に農政特別委員会を開催しました。

議 長	北海道農業会議作成の令和４年度農業政策・予算に関する要望書等を参考に事務局で令和４年度滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）を作成し、協議しました。 協議書については、お手元にお配りしたとおりです。 ４つの項目で構成しており、 １ 新型コロナウイルス感染症の影響緩和について～農産物の消費の落ち込みによる市場価格の低迷、主食用米の供給過剰による米価の下落、労働力不足の対策について。 ２ 農業生産基盤の強化～、農業者の負担軽減を含めた農業農村整備事業の予算確保と作業性と生産性の高い生産基盤を築くため、特に道営事業以外での市独自の基盤整備事業を推進について。 ３ 担い手への育成確保の強化～新規就農者、人材育成を支援する事業の継続について、担い手の高齢化、後継者不足について農業経営を安定化させる後継者の育成や法人化や第三者継承の積極的な推進について、また、担い手への負担軽減につながるＩＣＴ等の先端技術の導入と通信環境の整備について。 ４ その他の地域農業の発展に関する対策の拡充～近年農村地域で増加しているシカ、アライグマの被害についてその対策の強化。また、ヒグマについては駆除に向けた対策について。また近年増加している気候変化や自然災害については、事前の品種選定や栽培指導等の取り組み、災害後の迅速な対応とその後の支援について ５ 農業委員会組織の体制強化と予算確保～事務局体制が維持できるよう予算の増額・確保について。 それぞれ内容としたところです。 この他、各委員から意見や要望があれば口頭で伝えたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 なお、意見書の提出は、１１月２６日（金）午後１時半の予定です。 以上、報告いたします。 只今、委員長から説明があったとおり、すぐには意見が出せないと思
------------	---

		いますので5分程度一読してください。暫時休憩します。
		休憩 14時59分
		再開 15時05分
議	長	再開します。ひととおり目を通していただいたと思いますが、何か意見はありますか。ここに記載されていない部分で口頭でも要請できますので、意見等あればいただきたいと思います。
委	員	4・（2）気候変化や自然災害への対応で河川整備の実施とありますが、近年大雨により市の管理する河川が損傷するケースが増えてますが、中々復旧されていないと思われますので、市として1日も早く戻してほしいと思います。
説 明	員	どこの河川ですか。
委	員	ラウネ川から西4丁目を流れる深沢川です。
議	長	昨年も要請しており、令和3年度から6年度の間に国の緊急浚渫事業を活用して工事を計画しているという回答でしたが本年も引き続き要請します。
委	員	もし、計画しているのであれば地権者に報告が欲しい。
議	長	わかりました。併せて要望いたします。他にございませんか。
各 委	員	（なしの声あり）
議	長	質疑、意見を終了します。協議第1号については、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委	員	（異議なしの声あり）
議	長	協議第1号について、原案のとおり決定とします。
		意見書提出のスケジュールについて事務局より説明願います。
説 明	員	提出月日は11月26日金曜日午後1時30分から市役所5階、第一応接室で行います。参加者は昨年同様、会長、会長職務代理、農政特別委員長、農地特別委員長の4役とさせていただきます。事務局からは私と副主幹の合計6名で提出をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
議	長	説明が終わりました。ただ今の件について、質疑意見等求めます。

各 委 員 議 長	(なしの声あり)
	質疑意見を終了いたします。意見書の提出当日は、私を含め4名の委員で滝川市農業委員会代表として出席しますので、当日よろしくお願ひします。
	本日の議案については、以上でございます。その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程について資料に基づき報告)
議 長	第17回総会は11月26日14時からということで決定します。 以上をもちまして、第16回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(15:40)